

# 中小企業の見地から展望する日本経済ビジョン（討議資料）

中同協・中小企業憲章・条例推進本部

## 【目次】

### 中小企業の見地から展望する日本経済ビジョン

要旨：ビジョン（討議資料）は何を提言しているのか—大震災復興を日本経済の新たな発展へ

1. 中小企業憲章草案から展望する日本経済の発展方向
  - (1) 多様な産業の存在と中小企業が発展の源泉となる日本経済を築こう
  - (2) 「国民一人ひとりを大切にする豊かな国づくり」のための内需主導型経済をつくろう
  - (3) 成熟社会とグローバル化に対応する新しい仕事づくり・産業づくりをすすめよう
  - (4) 生活の質の向上をめざす政策を展開し、公正・共生の社会にかえよう
  - (5) 地域内循環を高め、地域資源を生かした地域経済の自立化をめざそう
  - (6) 景気を自ら創る気概をもって中小企業発展のモデルとなろう
2. ビジョン実現に必要な政策の考え方—財政と投資の流れを内需拡大型に
  - (1) 財政再建をどのように進めるのか—債務管理型財政改革と国民生活の基盤の安定
  - (2) 社会基盤整備をどのように進めるのか—防災重視の地域密着型の社会資本整備へ
  - (3) 産業の進化と多様化で新たな発展軌道へ—デフレと雇用不安の克服を
  - (4) 中小企業憲章の理念をアジアに広げ、経済の安定と活性化のための国際市場ルールの確立を

### 解説

- (1) 本ビジョン作成に至る経緯—もう一つの「成長戦略」を描こう
- (2) 「中小企業憲章」はどのように中小企業を位置づけているか
- (3) 「中小企業憲章草案」がめざす理念と「新しい仕事づくり」

## 【要旨】

ビジョン（討議資料）は何を提言しているのか—大震災復興を日本経済の新たな発展へ

- ・ 日本が直面する閉塞状況を中小企業の発展を通じて草の根から打開していくことを提案している。
- ・ 「新しい仕事づくり」に取り組む中小企業が地域に根をはり着実に成長することが、日本経済の安定的な成長と発展をけん引することを主張している。
- ・ 「新しい仕事づくり」への取り組みが、社員などの人間の成長に結びつくとともに、生活者の生活の質の向上が直接に図られることを強調している。
- ・ 少子高齢化が進み「縮小」を基調とする経済の中でも、「衰退」を回避し、多様で新たな発展の領域を日本経済に創り出し、「国民一人ひとりを大切にする豊かな国づくり」の実現が可能であることを主張している。
- ・ 東日本大震災の教訓に鑑み、防災型の地域に密着した政府・地方自治体と民間企業の投資を喚起することで、震災復興の取り組みが日本経済の草の根からの新たな発展を生み出すという展望を提起した。
- ・ 国や自治体は、中小企業の努力を強力に支援するとともに、内需拡大のために総力を尽くすことが必要であること、格差是正や再配分機能の強化に努め、安全・安心の社会と国民の安定した消費購買力をつくり、国内市場の安定的拡大を図ることが求められていることを提言している。もちろん、海外にチャンスを求め勇躍し、その成果を国内、地域に還元することも大切なこととした。

## 1. 中小企業憲章草案から展望する日本経済の発展方向

本ビジョン（討議資料）は、強靱な日本経済をつくるための次の「6つの方策」を提示し、それを実現するために財政と投資の流れを内需拡大型に転換するための政策提言をします。

【新しい仕事づくりに挑戦する中小企業が強靱な日本経済をつくる6つの方策】

- (1) 多様な産業の存在と中小企業が発展の源泉となる日本経済を築こう  
(産業構造の改革)
- (2) 「国民一人ひとりを大切に作る豊かな国づくり」のための内需主導型経済をつくろう  
(需要の創出)
- (3) 成熟社会とグローバル化に対応する新しい仕事づくり・産業づくりをすすめよう  
(供給面の事業創造)
- (4) 生活の質の向上をめざす政策を展開し、公正・共生の社会にかえよう  
(社会的公正と国民生活向上)
- (5) 地域内循環を高め、地域資源を生かした地域経済の自立化をめざそう  
(地域連携と地域振興方針の共有)
- (6) 景気を自ら創る気概をもって中小企業発展のモデルとなろう  
(環境創造と企業家精神)

## (1) 多様な産業の存在と中小企業が発展の源泉となる日本経済を築こう

### [ポイント]

- ・リーディング産業依存から脱却し、資源の効果的な配分に貢献する中小企業が多様な需要に応える。
- ・東日本大震災で示された地域復興の重要な担い手は中小企業。
- ・中小企業の成長が経済成長をもたらす。

多様な産業を基礎とする経済は国民の安定した暮らしに根ざす経済です。中小企業はすべての地域のどんな小さな必要をも市場として創造し、新たな日本経済に転換しなければなりません。多様な需要に応える中小企業は、社会的分業のうえで不可欠の地位を占めています。需要の細かい差異や変化を敏感に察知し、新たな事業機会をすばやく発見して事業化できるのは中小規模の方が適しているからです。

今般の大震災では地域の中小企業が地域住民の生活を支え、地域経済の担い手であることを改めて鮮やかに示しました。例えば、被災地の同友会が企業存続と地域再生を逸早く呼びかけ、社員とともに悲惨な状況に立ち向かい、乗り越える姿が感動的に伝えられています。中小企業経営者は社会階層としても地域の核になっているのです。地域の様々な需要を満たす中小企業の経済活動は、地域への再投資に回り波及効果が高く、草の根から地域経済を支えているのです。

先進国経済は中小企業の成長こそが経済全体の成長をもたらすという新しい局面に入ったという見解があります。OECD（経済協力開発機構）は、先進国では「中小企業の成長が全体の経済成長の独立した源泉」であるという勧告を出しています。「中小企業は職をつくり、富をつくり、ダイナミズム（活力）を創る源泉」になっており、大企業こそが経済成長をリードするという「規模の経済」の役割が縮小し、それに代わって「中小企業の多様性」という特徴が大きな役割を果たす時代に移ったことが明らかにされています。中小企業が元気になり、活性化すれば、経済の健全な成長をはかることができます。

## (2) 「国民一人ひとりを大切に作る豊かな国づくり」のための内需主導型経済をつくろう

### [ポイント]

- ・個人消費増大による国内市場の安定的拡大と発展の質の転換をめざす。
- ・食料とエネルギーの危機に耐久力のある産業構造の構築で日本再生へ—東日本大震災の教訓。

これからは、人間らしく豊かに暮らせる国民経済を充実させ、中小企業が国民とともに繁栄できる内需主導型日本経済をめざすことが重要です。国内市場の安定的拡大は、勤労者の個人消費を発展させていくことが決め手となります。

そのためには、日本経済がつくり出した富や経済力を国民のために活かす社会システムづくりが求められています。いま、持続可能な経済社会の確立と新たな生活文化の創造をめざし、GDPの量的拡大を追い求めることから、国民の福利の質的向上をさせるように、日本経済の成長の中身を変えることが大切です。それは、格差是正と公平な分配政策を実施して国民の安定した消費購買力をつくとともに、

地域や中小企業が主役となって日本経済を草の根から活性化させる道でもあります。中小企業は、安定的な雇用を提供し、大企業に比べて多くの雇用を創造しており、その地道な経営努力が地域や社会の安定と活性化を担っています。

日本再生の国家戦略はどのような柱を建てるべきでしょうか。第一は、中小企業を軸とする日本経済の発展戦略を描くことです。第二は、農林水産業という基盤産業にまで立ち戻って、一から地域経済を立て直すことです。第三には、環境・エネルギー戦略によって産業構造を転換し、自然エネルギーなどへの新たな投資と需要を生み出すことです。投機マネーがうごめく状況において、食料とエネルギーの自給率の低さは、今後の日本経済にとって致命的リスクとなり得る分野です。世界経済は、量的金融緩和で投機マネーがあふれ、原油や穀物などの価格が高騰しています。東日本大震災は、日本の農林水産業で大きな比重を占める東北・関東地方を直撃しました。また、原発事故でも放射能汚染や風評被害により、農水・畜産業に打撃をこうむるとともに、原子力エネルギー依存のリスクを浮かび上がらせました。食料・エネルギーの安全保障問題を教訓に耐久力のある産業構造に転換する必要があります。

### (3) 成熟社会とグローバル化に対応する新しい仕事づくり・産業づくりをすすめよう [ポイント]

- ・ 世界に通用し、歓迎される製品のクオリティーとデザイン、ブランド力をめざす。
- ・ 「自社は何のために存立するのか」の問いかけから市場創造の課題を発見する。

日本の産業が目指すべき方向の一つは、食品や繊維、皮革工芸品、家具など軽工業製品分野の欧州製品などに優る「ブランド力」を持つことです。アジアに豊かな階層が大量に出現してきたときに、彼らが欧州ブランド製品を買うのか、日本製品を買うのか、日本の置かれている国際競争はそういう競争とも考えられます。世界に通用し、歓迎される製品のクオリティーとデザイン、ブランド力を獲得できるか、ここに日本経済の将来がかかっているとも言えます。その意味では、洗練された欧州製品を生み出す成熟社会であるヨーロッパに学ぶことが大事です。

ブランド構築では、米国は商品の価値・効率を前面に出しますが、欧州では企業理念や地域の伝統・文化をブランドの根幹と考えている傾向が強いといわれています。この点では、欧州流のブランドの考え方は、中小企業の仕事づくり・地域づくりに適合的です。

この「仕事づくり」にあたって最も重視すべきことは、自社は何のために存立するのか、どのように社会に役に立つ存在なのかという企業存立の原点・意義に立ち返りながら本業を深く見直していくことです。このような市場創造の方向を具体化するにあたって解決すべき大きな問題は、自社の限られた経営資源をどのように有効活用して買い手のニーズに応えていくかです。そのためには、さまざまなレベルのネットワークという相互協力関係を必要に応じて、柔軟にかつ縦横に築き上げなければなりません。もちろん、参加各社が独自性や自立性のある経営体質に向かって常に経営努力を積み重ねていることが前提になります。

### (4) 生活の質の向上をめざす政策を展開し、公正・共生の社会にかえよう [ポイント]

- ・ 公正なルールづくりと共存がお互いの利益となる社会をつくる。
- ・ 生活の質の向上が直接に図られる経済政策を立案し展開する。

日本の今後の課題に公正・共生の政策環境を整備する課題があります。公正・共生とは、取引や競争などで公平で適正な条件・ルールが整備され、共存することがお互いに利益となるような社会をつくっていく課題です。すべてを自由競争にゆだねる市場万能主義を克服し、市場本来の公正な競争を実現するルール・制度を確立し、人間としての尊厳が守られ、命を育む共生型経済社会を建設していく課題に取り組むことが求められています。

中小企業の立場からは、取引・競争上の不利是正と不当な取引慣行の是正、健全な競争ルールを確立することをめざすことです。健全な企業家精神を発揮して経営をしている中小企業の自助努力が生かされ、中小企業の自立的発展を促進するような経営環境が求められます。

今後の政策体系としては、1992年に宮沢政権のもとで策定された「生活大国五か年計画」が参考にな

ります。同計画は、我が国の基本的課題を「地球社会と共存する生活大国」とし、「環境と調和した内需主導型経済構造の定着」を政策運営の基本方向に掲げています。ここでは、「単なる効率の優先から社会的公正にも十分配慮した視点へ、また生産者中心から生活者や消費者をより重視した視点へと転換させていかなければならない。…これまでは、経済成長の成果が結果として国民生活の向上に還元されてきたが、今後は経済活動の過程においてより直接に生活の質の向上が図られるようにすることが重要である」と注目される視点が述べられています。

## **(5) 地域内循環を高め、地域資源を生かした地域経済の自立化をめざそう**

### **[ポイント]**

- ・ 中小企業の連携力を強化し、地域経済・産業の自立化を図る。
- ・ 地域住民が共有できる地域振興方針を描く。

国や自治体に余力がない中、住民や企業が協力して「総合力」を発揮し、創意工夫を凝らし、それぞれの地域の地域資源を生かした仕掛けを数多く行う必要があります。私たちは、自ら新しい事業領域や関係づくりに踏み出すことを重要な課題としなければなりません。そこで焦点になるのは、中小企業の連携力を強化し、地域経済・産業の自立化を追求することです。まず、自社の周りに小さくとも堅実な市場をつくり、不況の打撃を緩和する領域を確保することが大事です。さらに、地域経済・産業も経営環境の変化の影響を受けにくい体質に変えていき、地域内循環や多様な地域資源を活用した活性化や仕事づくり、創業を促す環境をつくることです。そのためには、行政や支援機関、金融機関、農林水産畜産業者、大学など教育研究機関、市民等と中小企業の協働を促進し、地域資源と中小企業を軸にした地域経済を構築することが求められます。この協働では、中小企業振興基本条例の必要性が鮮明になります。

地域の知恵のある人たちを集め、産業の育成、人材の養成、地域イメージの拡大のための地域連携の強化などを目的とし、地域の現状と課題を明らかにして地域構想を示し、地域構想を実現するための方策の提言・評価するなどの取り組みが考えられます。このように、行政だけでなく、地域の中小企業や住民も地域マネジメント能力を涵養することが求められています。ここでは、地域を一つのユニットと考え、利益は個別の店ではなく、地域全体で出す仕組み創りなどに取り組むことが期待されます。

## **(6) 景気を自ら創る気概をもって中小企業発展のモデルとなろう**

### **[ポイント]**

- ・ 企業家精神の発揮、中小企業のチャレンジが新たな需要をつくる。
- ・ 企業活動を社会環境のなかに組み込む環境創造型の企業づくりに取り組む。

いま必要な政策は、国民生活の需要を活性化させる政策ですが、消費者でもある雇用者の7割を雇用している中小企業を元気にする力強い政策が求められています。例えば、単純計算ですが、日本には149万の会社（個人企業を除く・事業所統計調査・2006年）があり、もし、開業率が10%上昇し、一社当たりの創業費用が1000万円であれば、それだけで約1.5兆円の需要増が見込めます。

中同協の赤石相談役幹事は、10人でやっていた仕事を9人でやり、残り1人は新しい事業や分野に挑戦することを提唱しました。もし、相当数の中小企業がこのような新しい仕事づくりにチャレンジできれば力強い景気のうねりを生み出すことができるでしょう。いまこそ「景気は自ら創る」という企業家精神を奮い起こし、新しい仕事づくりに挑戦しようではありませんか。このような中小企業の努力を支援する政策が強く求められます。

今日のように社会環境が激変する時代には、受動的に経営環境に適応するだけでは間に合いません。企業活動を社会環境のなかに組み込んでいく、環境を変えることができるような条件を創り出す、環境創造型の企業づくりが求められています。もちろん、同友会が提唱する21世紀型企業づくり（活力ある労使関係を築き、地域での存在価値を高める企業づくり）の努力が基礎にあってこそ、環境を変

える力が花開くと言えます。中小企業憲章の学習は大局的見地から時代を仲間と共に考える絶好の場を提供します。

## 2. ビジョン実現に必要な政策の考え方ー財政と投資の流れを内需拡大型に

### (1) 財政再建をどのように進めるのかー債務管理型財政改革と国民生活の基盤の安定

国債残高はGDPを大きく超えており、短期間に返済することは不可能です。毎年の国債発行額も巨額であり、国債依存度は40%を超えており、すぐ減らすことはできません。しかしもう一方では、国債を国内で消化できているという状況もあります。中小企業憲章草案では「公正な税制を設計し、適正な財政を実施する」と述べていますが、「適正な財政を実施する」とは、国民生活を支える財政の任務を果たしつつ、国債の適切な管理を含め安定的な財政運営を行うことです。

今、採用すべき財政再建のあり方は、これ以上、財政赤字を増やさないが、すぐには財政赤字を返さないという政策、つまり一種の債務の「凍結」に近い状態を作り出し、時期を限定せずに長期間で財政赤字を返済していくという「債務管理型財政改革」にならざるをえません。

その基本スタンスは、①債務を増やさない、②債務の利払いをしていく、③国民生活に必要な公共サービスを出すという財政の任務を果たす、④インフレーションや金利上昇が起こらないように、国債を適切に管理する、ことです。

また、負担すべき力のあるものがしっかりと負担する税制を構築することを財政再建の柱にすべきです。中小企業も「法人税を払える中小企業」になる努力が求められています。現在、7割超が赤字企業になっていますが、例えば20%の企業が黒字化して税金を払えるようになることでも、かなりの税収増となります。

このような税・財政改革を進めたいうで、財政の内容を生活安定優先の内需拡大型に向けた運営に変えていくことです。日本の財政危機の深化の背景には、日本経済の長期停滞があります。日本経済の再建・安定のためには、なによりもまず内需の自立的な拡大好循環の再構築が必要であり、医療・介護や雇用、年金、教育制度といった国民生活のもっとも重要な基盤の安定・充実を最優先課題に据えるとともに、経済全体を揺るがす野放図な金融投機に対する規制を強化するなどの措置が不可欠です。

もちろん、財政改革だけで長期停滞から脱出することは難しく、雇用の拡大・安定や前向きな設備投資が巻き起こる状況が望まれます。中小企業の新しい仕事づくりへの挑戦を支援するとともに、大企業に巨額にため込まれた内部留保の一部を設備投資や雇用、賃金の改善などに活用されるように誘導するような政策、経済改革が必要になっています。

### (2) 社会基盤整備をどのように進めるのかー防災重視の地域密着型の社会資本整備へ

私たちが社会資本整備で望むのは、生活基盤整備・環境保全・防災重視の「地域密着型公共事業」を推進し、中小企業の仕事づくりにつながる発注体制を構築することです。しかし、以前のような公共事業の量的拡大を期待することはできません。また、少子化対策は万全に整えるべきですが、かつてのように人口が増える時代が再来することはありません。これからは、人口が減っても生活の質を維持・向上させるために、どのような政策が必要かを考えるべきです。

重要なことは、人口や産業の減少に対応して、計画的に都市を縮小させ、人口や産業の減少が人々の生活の質を下げないようにすることです。さらには人口減少を利用して未解決の都市問題解消や暮らしに根ざした仕事を生み出し、地域住民の生活水準を上げることです。そうすることで、地域に新しい産業を起し、様々な問題を解決する可能性があります。

具体的には、防災対策を重視しつつ、①減築など建物の規模を小さくしたり、空き家の活用を進め

ること、②市街地の計画的な縮小を進め、それに沿った効率的なインフラの更新を行うこと、③自然環境の再生を図り、居住環境の快適化を進める、④景観の再生を図る、⑤少人数対応の小型バスやどこでもフリー乗降のコミュニティバスなどの公共交通を整備する、⑥地域コミュニティの形成と住み続けられるバリアフリー整備、住宅改修、⑦地域内再投資を促進させる政策を打ち出し地域の経済循環を促進させることなど、が検討されるべきです。

### **(3) 産業の進化と多様化で新たな発展軌道へ一デフレと雇用不安の克服を**

「新成長戦略」では、「強みを活かす成長分野（環境・エネルギー、健康）、フロンティアの開拓による成長分野（アジア、観光・地域活性化）」が示されています。確かに、このような分野は潜在需要が大きく有望な産業です。しかし、21世紀の有望な産業分野の潜在需要を顕在化させるためには次の条件を満たさなければ世界標準となるような産業に育たないでしょう。

一つは、多様な需要に応じて常に新しい事業・産業を生み出す豊饒な土壌となってきた中小企業が元気になり、多様な分野で活躍できるよう国を挙げて支援することです。二つには、生活を安定させ、質の高い製品やサービスを消費できる持続的な所得増が欠かせないことです。三つには、産業の発展が人々の豊かな暮らしに結びつくメカニズムを確立することです。産業の発展とともに、雇用が増え、賃金が上昇していくメカニズムです。「国民一人ひとりを大切にする豊かな国づくり」を実現するためには、働く場である産業を高付加価値の高賃金型に変えていくことが必要であり、働く人々も、知識社会に対応できる労働者になっていく必要があります。

### **(4) 中小企業憲章の理念をアジアに広げ、経済の安定と活性化のための国際市場ルールの確立を**

リーマンショック及びその後の国際金融危機は、世界中で一国の経済規模をも凌駕する過剰な投機的金融活動が行われたことがその要因でした。経済のグローバル化が進む中で国際的な経済活動のルールが必要になってきています。この間、国際的合意をめざしつつあった下記の点でのルールづくりを加速させることが重要と考えます。そのためにも、中小企業を国の経済政策の中軸にすえる中小企業憲章の理念をアジア各国に広げていくことが必要です。

①金融機関の投機的行動を監視し、金融機関の投資の内容やリスク情報の開示、国際的協調による一定の規制（例えば「トービン税制」など）を行うこと。

②OECDで検討されていた「有害な税の競争」に対する規制、いわゆるタックス・ヘブンを利用した課税逃れや各国での法人税の税率の引き下げ競争、特定の産業、特定の取引形態への租税優遇措置等への規制をおこない競争のルールを確立することです。

③人間らしい労働を求めたILOの「ディーセントワーク」のイニシアチブを擁護・普及し、国際的な競争が労賃の引き下げ競争にならないよう一定の規制を各国が行うようにすること、特にアジアにおいて進めることです。

### **(5) 中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現しよう**

政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望します。

①中小企業憲章を閣議決定にとどめず、国民の総意とするため、国会決議をめざすこと。

②首相直属の「中小企業支援会議（仮称）」を設置し、省庁横断的機能を発揮して、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めること。

③中小企業担当大臣を設置することです。

以上

## 【解説】

### (1) 本ビジョン作成に至る経緯—もう一つの「成長戦略」を描こう

2010年6月18日に中小企業憲章と「新成長戦略」が閣議決定されました。

中小企業憲章は、中小企業の経済的・社会的役割についての考え方、中小企業に対する政府の期待を基本理念として示すとともに、基本原則（政策により実現すべき政策目標）や中小企業政策の行動指針（具体的施策）を示した画期的なものです。特に、変革の担い手である中小企業が力を発揮することで我が国の新しい将来像が描けるといふ、中小企業に対する新しい見方を提示しています。

しかし、同日に閣議決定した「新成長戦略」には中小企業憲章はほとんど位置づけられていません。同戦略では、日本経済の長期低迷からの出口を「国際競争力の強化」に求めています。中小企業政策を充実し、内需を盛り上げる視点が希薄です。また、「新成長戦略」の産業政策として経済産業省は「産業構造ビジョン2010」を打ち出しました。ここでは、「中小企業の海外展開」や「地域活性化」などにも触れていますが、最重点は原発や鉄道などのインフラ輸出に置かれています。しかし、今般の福島第一原発の過酷な事故により、日本の原発の安全性に対する評価は地に落ち、原発のインフラ輸出路線は事実上破たんしています。

もちろん、「新成長戦略」の「7つの戦略分野・21の国家戦略プロジェクト」などには、中小企業にも関わりがある分野も多く、中小企業の力が大いに発揮されるように位置づけを鮮明にする必要があります。したがって、「新成長戦略」に加えて、日本経済の課題解決と発展に中小企業がどのように貢献できるかを考える「もう一つの成長戦略」を描くことが求められています。

本ビジョン（討議資料）では、「新しい仕事づくり」を起点に、「中小企業憲章草案」（2010年7月、中同協第42回総会で採択）を基にして、日本経済の発展方向を展望します。本ビジョン案を議論の素材として、望ましい日本経済のあり方や中小企業像などについて検討していただければ幸いです。

### (2) 「中小企業憲章」はどのように中小企業を位置づけているか

2010年6月に閣議決定した「中小企業憲章」は、「政府」を主語として、中小企業を「経済を牽引する力であり、社会の主役である」と位置づけ、基本理念などで中小企業の果たす役割の重要性を次のように述べています。

#### ① 現在果たしている経済的機能

- ・ 中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。
- ・ 創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。
- ・ 意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。
- ・ 経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。

#### ② 現在果たしている社会的機能

- ・ 中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。
- ・ 小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

#### ③ 未来に期待される役割

- ・ 医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。
- ・ 起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

以上のような、中小企業の役割が十分に発揮されることにより、「**中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める**」と目標が設定されています。さらに「中小企業憲章」では、この目標を実現する政府としての具体的取り組みを基本

原則や行動指針で述べていますが、内容は中小企業政策に絞り込まれています。しかし、「安定的で活力ある経済と豊かな国民生活」を実現するには、中小企業政策に限らず、経済・産業政策や社会政策などももう少し広い分野から考える必要があります。また、政府の立場だけでなく、中小企業、自治体、金融機関、大学、教育界などが、それぞれの立場で努力し、そして連携しながら「安定的で活力ある経済と豊かな国民生活」の実現をめざすことが求められています。日本経済の発展方向を探るうえでは、この目標も視野に入れつつ、「私たち日本国民」を主語とし、日本経済や国のあり方にも言及した次の「中小企業憲章草案」から考察することが有効であると考えます。

### (3) 「中小企業憲章草案」がめざす理念と「新しい仕事づくり」

中同協が2010年7月の第42回定時総会で採択した「中小企業憲章草案」の「前文」では、どのような状態になることを目標としているのでしょうか。「草案」では、「私たち日本国民」を主語とし、めざすべき基本理念として次の6項目を掲げています。

- ② 国民一人ひとりを大切にする豊かな国づくりのため、
- ③ 地域、社会、文化の力強い発展に貢献、
- ④ 国民や地域の期待にこたえる、
- ⑤ 日本経済の健全な発展、
- ⑥ 人類と地球の持続可能な未来に貢献、
- ⑦ 国民の平和で安定した暮らしを実現、をめざしています。

この6つの大きな理念を実現するために中小企業が取り組むべき課題として「草案」は次の3項目を掲げています。

- ① 暮らしに根ざす仕事を生み出し、
- ② 雇用の主要な担い手（雇用創出）となり、
- ③ 人を育てること、です。

私たちは、この3項目の課題を通じてめざすべき基本理念に接近できると考えます。その中心点である「暮らしに根ざす仕事」は、地域の視点からは「地域と世の中に必要とされる新しい仕事づくり」の課題ととらえ直すことができ、この課題に挑戦することから着手することが大事です。

また、「草案」では次の10項目の「指針」（政策の基本方向）を掲げています。本ビジョン（討議資料）では、この「指針」に対応して次ページ以降の「中小企業の見地から展望できる日本経済ビジョン」について記述している箇所を次の矢印の項目を参照いただくように整理しました。ご参考下さい。

- (1) 多様な産業を基礎とする日本経済を築く ⇒ 1-(1)
- (2) 中小企業の声聴く ⇒ 1-(6)
- (3) 公正な競争を確保する ⇒ 1-(4)
- (4) 地域経済を振興し、雇用を確保する ⇒ 1-(5)
- (5) 円滑な金融・公正な税制・適正な財政を築く ⇒ 2-(1)
- (6) 持続可能な社会をめざす ⇒ 1-(2)、2-(2)
- (7) 誰もが共に暮らし、挑戦ができる社会をつくる ⇒ 1-(3)、⇒ 1-(4)
- (8) 仕事の誇りと向上の喜びをもつことができる環境を構築する ⇒ 2-(3)
- (9) 企業家精神を学び、創業への関心をよびおこす ⇒ 1-(6)
- (10) 伝統と文化を大切にし、国際交流を深める ⇒ 2-(4)